

# 感染性廃棄物(血液・体液汚染と鋭利器材)の分別方法

令和5年12月6日

|      |   | 感染性廃棄物   |   |   | 非感染性廃棄物   |  |
|------|---|--|---|---|---|--|
|      |   | 黄色マーク  | 赤色マーク   | 橙色マーク   | マークなし   |  |
|      |   | 鋭利なもの  | 鋭利器材専用<br>(注射針、メス刃など)   | 液状または泥状のもの<br>(血液等)   | 固形状のもの<br>(血液が付着したガーゼなど)  | ・血液付着がない紙オムツ<br>・感染症のない生理用ナプキン<br>・検尿コップ※1 |
| 容器   | 灰色プラスチック容器<br>(黄色マーク)   | 黄色プラスチック容器<br>赤色プラスチック容器   | 灰色プラスチック容器<br>(赤マーク)  | 橙色ビニール袋   |   | 水色ビニール袋                                    |
|      |    | 下記参照   |  |                         |                                       |  |
| 保管場所 | 点滴作成台から1.5m以上離れた場所に保管   | 専用容器の蓋を閉じる<br>点滴作成台から1.5m以上離れた場所に保管  | 病理部、手術部等における部署指定の鍵付塵芥室  | ①塵芥室(施錠)<br>②原則施錠ができる場所(処置室、検査室等)   | ユーティリティトイレ専用汚物容器  |  |
| 分別   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・血液パック</li> <li>・FFPパック</li> <li>・特定生物由来製剤</li> <li>・排液ドレインパック</li> <li>・気管カニューレ</li> <li>・尿カテーテル</li> <li>・尿バッグ等</li> <li>・毒薬</li> <li>・橙色ビニール袋を貫通するもの</li> <li>・赤プラスチック容器、黄色プラスチック容器に入らない鋭利なもの</li> <li>・点滴セット</li> <li>・バイアル、アンプル瓶</li> </ul>  |    | ・組織、血液・体液など<br>病理部等で使用  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・血液・体液付着のもの</li> <li>・空気感染・飛沫感染・接触感染予防策等が必要な患者の治療、検査等に使用したものは、血液・体液の付着がなくても感染性廃棄物(橙色ビニール袋)として廃棄する(表1参照)</li> <li>(ガーゼ、手袋、マスク、紙くず、廃プラスチックなど)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・血液の付着がない紙オムツ</li> <li>・感染症のない生理用ナプキン</li> <li>・検尿コップ※1</li> </ul> <p>※1 空気感染・飛沫感染・接触感染予防策等が必要な患者に使用した紙オムツ・生理用ナプキン・検尿コップは、血液の付着がなくても感染性廃棄物(橙色ビニール袋)として廃棄する(表1参照)</p> |  |

表1.感染経路別予防策 一覧

| プレート名         | 主な感染症  |
|---------------|--|
| 空<br>空気感染予防策  | 麻疹, 水痘, 結核,<br>播種性帯状疱疹   |
| 飛<br>飛沫感染予防策  | インフルエンザ, 風疹, 百日咳, 手足口病<br>流行性耳下腺炎(ムンプス), MRSA肺炎                              |
| 接<br>接触感染予防策  | MRSA及び多剤耐性菌(緑膿菌, ESBL,<br>メタロβラクタマーゼ, アシネトバクター,<br>VRE, CRE, 等)保菌者, 手足口病, 水痘 |
| 胃腸<br>接触感染予防策 | 感染性胃腸炎(ノロウイルス, ロタウイルス等),<br>クロストリジオイデス・ディフィシル                                |
| その他           | COVID-19   |

※院内感染マニュアル:2-3感染経路別予防策 感染症および病態別予防策のタイプと実施期間の項参照

[参考文献] 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル 令和4年6月改訂

※感染性廃棄物の搬出の際には、「感染性廃棄物報告書」を必ず添付してください。